監査報告書

令和6年5月27日

学校法人 浪商学園 理 事 会 評議員会

学校法人 浪商学園

監事 水野 一郎 印

監事 中野 徳雄 印

私たちは、学校法人浪商学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人浪商学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人浪商学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人浪商学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、 計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表) 並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正し く示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に 違反する重大な事実はないものと認める。

以上